

No.268

2016.7.11

連帯

学校事務職員労働組合神奈川(がくろう神奈川)

横浜市港北区篠原台町36-28-602

TEL/FAX 045-434-2114 http://gakurou.gjpw.net/

横浜新人学校事務職員解雇事件・処分撤回裁判

証人尋問の日程決まる

解雇撤回に向け更なるご支援ご注目を！

2012年4月、横浜
市学校事務職員に採用さ
れ、6カ月間の条件附任
用期間を延長された末、
13年3月に分限免職
(解雇)処分とされたS
さんの処分取り消しを求
める裁判は、13年9月
の提訴以来2年10カ月
の間に14回の口頭弁論
を重ね、いよいよ証人尋
問に入るようになった。

Sさんの「横浜市教育
委員会の不当な仕打ちに
泣き寝入りはしない。必
ず職場復帰を果たす！」
という決意で始められた
この裁判に、多くの方々
から支援の手が差し伸べ
られた。法廷は毎回支援
の傍聴者で埋められ、処
分撤回を求める団体署
名、公正判決を求める個
人署名の呼びかけには多
くの賛同が寄せられ、裁
判所にこの裁判への並々
ならない社会的注目を強
く印象付けた。支援の資
金カンパも沢山寄せら
れ、裁判闘争を支えた。

デモ行進・決起集会日程
8月23日(火) 第1回証人尋問後
17:10~
対横浜市教委抗議デモ行進
(横浜地裁前出発)
18:00~
勝利判決を目指す総決起集会
(波止場会館4階大会議室)

裁判日程(証人尋問)
8月23日(火) 10:30~17:00
被告(横浜市)側3名の証人尋問
8月30日(火) 13:30~
Sさん本人と原告側1名の
証人尋問
いずれも横浜地裁502号法廷

こうして積み上げてき
た裁判闘争も、遂に最大
の山場である証人尋問に
入る。裁判の傍聴、今日
に至るまで不当な処分を

撤回しない横浜市教委に
抗議するデモンストレー

学校事務の

職務内容・共同実施法案提出へ？

文科省特別作業班の報告書で示す

「業務適正化」報告書

文科省は6月13日、
教職員の在り方と業務改
善を検討する省内特別作
業班がまとめた「学校現
場における業務の適正化
に向けて」という報告書
を公表しました。

同省は昨年12月に中
教審がまとめた「チーム
学校」など3答申を踏ま
え、今年1月「次世代
の学校・地域」創生プラ

ンを公表しています。

このプランは「一億総
活躍の実現！地方創生の
実現！」を目指す方向に
掲げ、学校と地域社会の
課題を一体的に克服しよ
うというものです。現政
権の政策プランがそのま
ま目指す方向に据えられ

ション、そしてSさんを
励まし勝利判決をめざす
決起集会への参加を心か
ら訴える。

長時間の裁判だが、可
能な方は傍聴から、無理
な方は裁判終了後のデ
モ・集会への参加を！

ており、文教施策という
よりは政治的施策の面が
強いものとも取れます。

このプランに基づき目
指す「次世代の学校」を
実現するため、教員の職
務環境や長時間労働を改
善し、子どもと向き合う
時間を確保するため、教
職員の在り方や改善の方
策を提案したとするもの
が、今回の報告書です。

教員の負担は事務へ、

という「改善」

報告書の紙幅の多くは
教員の業務の見直しを基
本とし、あくまでその文
脈において学校事務職員
が登場します。すなわ
ち、国の取るべき方策と
して「事務職員の職務内

容を見直し、法律上明確
化」すること、「共同実
施を行うための組織を法
律上明確化し、事務機能
の強化を推進する」こと
を挙げています。

当然その意味するところ
は、現在教員が担って
いる事務業務を、事務職
員に付け替えることに他
なりません。

報告書では加えて、特
に学校徴収金業務が教員
の負担感が高いと指摘。
受け皿のひとつとして学
校事務の共同実施組織が
挙げられています。

「教員の負担軽減を実現
するため、事務職員の負
担を重くしよう」とい
う、事務職員をばかにし
た「改善方策」です。

工程に「法案提出」

とはいえ、ここまでは
そう目新しい話ではあり
ません。しかし報告書に
は「改革工程」が付され
ており、来年度前半頃ま
でに事務職員の職務内
容・共同実施に関する法
案提出を提案していま
す。ここまで踏み込んだ
のは初めてのことで、
業務負担増も共同実施

の法制化も、組合として
は容認できません。全学
労連とともに反対の取り
組みを強めていきます。

むしろ教員に残業代を

最後に、私たちは教員
の長時間労働は当然解消
されるべきと考え、その
ための業務軽減の必要性
もなら否定しません。

しかし、文科省が本気
で教員の時間外労働をな
くしたいのなら、何より
まず給特法を廃止し教員
にも残業代を支給する制
度に戻してはどうでしょ
う。残業代の割増賃金
は、雇用者に割増分を払
わせることで長時間労働
を防ぐ機能を持つてお
り、法的に長時間労働を
防ぐための制度です。

しかし、報告書はそう
した点には触れようともし
ません。文科省の姿勢
がそこに見て取れます。

夏の一時金

カンパのお願い

賃上げ、首切り反対、非正規
雇用職員の待遇改善等に取り
組んでいます。皆さんのご支
援をお願いします。

郵便振替

00260-7-8428

政令市移管 3市の現状と課題

政令市移管まで9か月。

横浜・川崎・相模原の状況がおおむね見えてきたが、3市ともに教員部分の賃金水準一定現状維持の中で、事務・栄養についてはかなりの引き下げや格付けの引き下げ、また制度そのものの維持の不安定な状況も見え、深刻な事態が進行している。学校事務職員間の分断を許すな！

横浜の状況

★事務・栄養職員の賃銀、大幅ダウン

遅れに遅れていた横浜市教委との交渉も、先日賃銀について決着した。簡単に言えば、教員は現状維持、事務職員・栄養職員は大幅ダウンだ。

具体的には、教員賃銀は、扶養手当・住居手当の経過措置を踏まえて1.9%の給料表を作成し現行水準を維持。事務・栄養

川崎では

★川崎では6月24日、正規職員の賃金・休暇制度に関する当局の最終提案を受け、組合として回答する団体交渉が持たれました。

市教委職員部長は制度の相違について「基本的に市の制度に合わせるのが原則」とした上で、給料表の切替え方法や経過措置などを踏まえ「給与水準は移管前を下回らない

養職員は市行政職給料表に統合し3級止まり。但し激変緩和として1.9%の現給保障という。現状価格ではないが、教員賃金は上昇しても、事務・栄養は横這いというもの。

これでは剩りに不満が、というところで示されたのが、4級格付けもあり、というもの。とは言え、人数も、基準も示されず、少数で、市教委の恣意的な選考となることは明白。学校事

務職員制度の来年度以後の維持についても最後まで不透明で、妥結できる状況にない事を確認し交渉を終えた。

その後、休暇・職免、勤務時間、休業等について提案がなされたが、こちらも基本市の制度に合わせるというもので、現行水準を大幅に切り下げるものとなっている。

移管を契機とする労働条件の大幅ダウンに反対しよう！

来ない」と回答しました。

川崎支部の回答を受け市教委は、川教組とは大綱合意に至ったことにも触れ、本提案が最終提案であることを重ねて表明。労使合意には至りませんでした。

今後、未提案の詳細な労働条件や再任用・臨任の労働条件等の交渉が入って来ます。引き続き取り組みます。

相模原では

★教員給料表は県の教育職給料表を持つてくる形で教員の基本賃金については維持、学行については市の行一をもとに新設されることになった。県内では唯一学校事務職員の給料表を作り、学校事務職員制度を維持することを明確にさせたということの意味は大きい。

が、給与格付けは市の5級止まり（93号まで。県は101号まで）となり、現在5の94号以上及び6級職の人にとってかなりの賃下げになる。諸手当を含めた賃金や労働条件全体で見ても、現行よりかなり悪くなる。これが「移管」の現実だ。

いるが、市教委の対応はすこぶる悪い。現行市の制度は、無年金期間（現状62歳）までフルタイムで、残りは短時間勤務。また給与も県の5級287400円から市3級258000円と3万円もの引き下げになる。定年後の再雇用で同じ仕事をするの賃金が下がるのは労働契約法20条（不合理な差別の禁止）違反としてトラックの運転手さんが起こした裁判で、労働者側の主張を認める判決が5月に出たばかり。私たちは再任用後も安心して暮らせる制度を断固求める！

労働法制の大改悪を許すな！

県共闘学習会

7月21日（木）18時30分より

波止場会館4F

講師 笠置裕亮さん（日本労働弁護団常任幹事）

安倍政権の目指す「日本が世界で一番企業が活動しやすい国にする」とは何か？それは働く者に過酷な状況をもたらす。労働法はどう変えられようとしているのか。共に考えていこう。